

農地を養殖池とする場合の一時転用許可の取扱いについて

- 錦鯉など、農地を活用して行う養殖業については、地域によっては、農業と一体的に取り組まれ、地域の主要産業となっている場合があり、地域農業の振興に資することが期待。
- このため、協定で地域農業の振興に資すること等が確保されている場合等は、農地を養殖池に一時転用する場合の一時転用期間について、10年（現行3年）以内に延長。

<一時転用許可の取扱い>

一時転用期間

- ・3年以内 → 10年以内（再許可による期間更新も可）

許可の対象

- ・内水面における水産動植物の養殖のための転用（養殖池に付帯する給排水施設等含む）

要件

- ・容易に農地へ復元可能（コンクリートの打設は不可）
- ・地域農業との関係等に係る市町村との協定の締結
- ・担い手による営農が見込まれない農地であること等

実施時期

- ・3月中に通知を発出

協定

①養殖池の利用・管理に関する事

農地への復元に支障が生じないように適切に利用・管理すること等

②周辺農地の利用の確保に関する事

用水の処理や飼料等の使用に関する注意事項等

③地域農業との関わりに関する事

渇水時の農業用への水の融通、集落の話し合いへの参加等

④利用廃止及び原状回復に関する事

養殖池を廃止する場合の報告、農業委員会の指導による原状回復等